

年金受給者の生活

岸 功

はじめに

本稿は昭和59年10月に実施された「高齢者生活総合調査（静岡県掛川市）」の集計結果をもとに、年金受給者の生活を中心として若干の検討を試みようとするものである¹⁾。

前回調査は世代間扶養に注目し、それが十分に機能していないことが1つの問題にされていた。Cタイプ（高齢者夫婦2人の世帯）を取り上げる時には自立というよりも非自発的別居、自活せざるを得ないことが問題であった。世代間扶養の伝統的様式、たとえば直系家族制度的な周期段階移行からの逸脱の問題と関連させられ、それはもっぱらNタイプ（核家族世帯）やC-Nタイプ（高齢者夫婦と子供の家族からなる世帯）やM-Nタイプ（老母と子供の家族からなる世帯）など他のタイプとの比較により評価が下された。

それに対して本稿では結果的には高齢者の自立が問題となる。同居別居が自発的に選ばれようと非自発的であろうと、それは単に世帯の形態としてみられ、もはや伝統的扶養スタイルの継承・残存とかそれからの落ちこぼれかどうかではなく、それぞれが高齢者の事情に応じた在宅生活のスタイルとして受け入れられる。これはまたいわゆる伝統的スタイルとしての三世代同居という形態にもいえる。老後期間の伸長、主婦の就労、医学の発達などにより同居生活の内実は大いに変化し、寝たきりの場合などには、従前どおりの生活維持に困難をきたすことがますます増えてきた。したがって、むしろ問題は、そのなかでの生活維持の

条件をどのように社会的に整えるかであり、そのうえでの自立の姿を求めたいということが背後の問題意識である。

そこで、本稿ではその社会的な条件整備のひとつとしての年金が、受給者の生活のなかでどのような役割をもつか、について、そのことと関連する条件にも触れながら整理してみたい。

はじめに、世帯のタイプの分布を見ておくことにしたい。前回に調査したときの世帯タイプが、今回の調査時にはどのように変わったかを示したのが表1の世帯タイプの推移表である。しかし本稿では各タイプの世帯数には、先に述べた抽出率を補正した世帯数を用いたい。それが表2に示されている。総数は479ではなくて611である。

I 収入源泉

同居別居さまざまな世帯構成で生活を営んでいる高齢者の経済生活を端的に表すのは、その収入源泉であろう。そして、夫婦世帯では経済的に自立していることが多いとすれば、年金よりも勤労収入（給与所得や自営業収入）が主たる収入源として挙げられると思われるし、同居世帯では、逆の傾向が示されるのではなかろうか。さて、表3に対象世代の主たる収入源が示されている。

夫婦2人暮らしのT1タイプでは、公的年金を主たる収入源とするものは6割であり、給与所得や自営業収入などの勤労収入を主とするものは3割に満たない。つまり、T1タイプは必ずしも勤労収入型が中心というわけではなさそうである。それに対して、同居のT5タイプでは年金を主と

表1 世帯タイプの推移

昭和48年調査時のグループ区分		昭和59年のタイプ区分							計
タイプ	年齢階層	T1 (夫妻のみ)	T2 (妻単独)	T3 (夫妻と未婚子)	T4 (妻と未婚子)	T5 (夫妻と子の家族)	T6 (妻と子の家族)	T7 (その他)	
N	50 (50~54歳)	5	1	15	1	8	2	5	37
	55 (55~59歳)	16	2	10	5	13	1	6	53
	60 (60~64歳)	11	1	4	4	7	3	1	31
	65 (65~69歳)	3	4	3	6	5	6	1	28
	70 (70~74歳)	2	0	1	2	1	2	0	8
C	50 (50~54歳)	16	2	1	0	5	0	0	24
	55 (55~59歳)	20	3	3	0	5	0	1	32
	60 (60~64歳)	24	2	1	0	5	1	3	36
	65 (65~69歳)	9	8	1	0	5	1	0	24
	70 (70~74歳)	3	3	0	0	0	4	3	13
C—N	55 (55~59歳)	1	0	0	0	7	4	3	15
	60 (60~64歳)	2	0	0	1	17	9	5	34
	65 (65~69歳)	0	1	0	0	21	16	11	49
	70 (70~74歳)	1	1	0	2	8	15	5	32
計		131	29	71	22	114	65	47	479

(注) タイプ区分を中間報告の記号で表記すると、T1=C, T2=m, T3=N, T4=N, T5=C—N, C—M, C—C, T6=M—N, M—M, M—C である。T7 はその他を集計するための仮想的タイプである。

表2 グループ別世帯数(補正済み)

タイプ 年齢階層	T1	T2	T3	T4	T5	T6	T7	計
61 (61~65歳)	36	6	61	4	37	8	20	172
66 (66~70歳)	53	7	23	10	38	6	16	153
71 (71~75歳)	48	4	9	9	36	16	10	132
76 (76~80歳)	12	13	4	6	31	23	12	101
81 (81~85歳)	6	4	1	4	9	21	8	53
計	155	34	98	33	151	74	66	611

(注) 年齢略号は、昭和48年調査の 50, 55, 60, 65, 70 を、11年経過したので、それぞれ 61, 66, 71, 76, 81とした。また、T2, T4, T6 など対象世代夫がいないで、対象世代が妻の場合に、その年齢とは妻の年齢ではなく、かつての夫の計算上の年齢である。したがって妻自身が61歳より若い場合もかなりあり得る。

補正方法は、表1の N50 から派生した各タイプの世帯数を4倍し、N55・N60 から派生したタイプをそれぞれ2倍した。

するのは5割であり、核家族のT3タイプではT1タイプの半分の3割である。この結果には年齢構成の影響があると思われるので、図1にこれら3タイプの年齢階層別に見た収入源泉の割合を示した。T3タイプの場合、76~85歳の世帯が極めてわずかであるからこれを除くほうがよからう。この図でみる限り、T1タイプよりもT3やT5タイプのほうが、勤労収入を主な収入源として回答するものが多いのであり、T3やT5タイプの61~65歳では勤労収入を主とするものは7割を超えている。またT3タイプとT5タイプとでは前

者は給与所得型、後者は自営業収入型が相対的に多数である。

T3タイプについてみれば、この年齢で未婚子と同居しているというのは、家族周期としては遅れているといえるが、これはまた、対象世代がその年齢とは関係なくまだ老後以前のいわば現役であるということにもなり、無理をしてでも勤労収入で生活を支えなければならないとも思える。それに対してT1タイプがT5タイプよりも非就労・年金依存のようにみえるのは興味深いことである。ただ「主な収入源」は回答者に自由に判断

表3 対象世代の主な収入源 (単位: %)

タイプ	給与所得	自営業収入	公的年金	その他	計
T1	13.5	14.2	61.3	11.0	100.0(155)
T2	11.8	2.9	64.7	20.6	100.0(34)
T3	39.8	19.4	31.6	9.2	100.0(98)
T4	15.2	15.2	57.6	12.0	100.0(33)
T5	19.2	25.2	49.7	5.9	100.0(151)
T6	4.1	13.5	73.0	9.4	100.0(74)
T7	10.6	27.3	48.5	13.6	100.0(66)

(注) カッコ内は補正済みの世帯数。

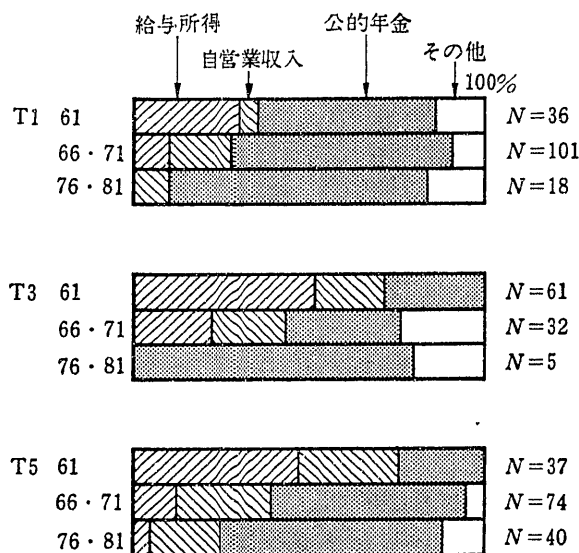


図1 対象世代の主な収入源 (グループ別)

させて得たものであるから、単純な解釈はできない。たとえば、T1タイプの回答者は、将来、退職しても子供に依存しないで生活してゆく際には、公的年金が柱になると判断し「主な収入源」とし

て公的年金を挙げた可能性もある。この場合には年金を超える別の収入があるわけであるが、後でみるように、実はT1タイプには年金以外にはなんらの収入のないものが多いのである。

II 世帯月収

つぎに、対象世代の収入水準の分布を見てみよう。当然のことながら、夫婦がそろっているT1, T3, T5タイプと妻だけのT2, T4, T6タイプとは別扱いをしなければならない。表4にはさまざまな源泉から得た対象世代の月収の分布を整理してみた。T1, T3, T5のいずれのタイプにも共通することは、低い収入水準から高い収入水準まで幅広く世帯が分布していることである。これを単純な平均額で代表させるときには、この分布型を前提にして注意すべきであろう。またこのような分布では所得階級の刻み方で変動してしまうような分布の「山」を一義的につかまえるのも困難なようであり、むしろ所得格差に注目するほうがよいかもしれない。

そうはいっても、同居たるT5タイプでは8万円未満のところに2割が位置しているのに対して、T1とT3タイプで8万円未満に位置するのは1割に満たない世帯である。逆に、高所得の28万円以上が占める割合は、T3タイプでは4割弱に達しているが、T1タイプでは3割弱、T5タイプでは2割にすぎないのである。

このようにみると、相対的には、T3タイプの収入水準がT1やT5タイプよりも高水準である、といえよう。しかし、T3タイプには成人に達し

表4 夫婦の月収合計別の世帯数

タイプ	4万円未満	4万円～	8万円～	12万円～	16万円～	20万円～	28万円～	36万円～	不明	計
T1	4	6	17	26	26	33	20	23	0	155
T2	9	6	10	4	2	1	2	0	0	34
T3	1	8	6	10	11	26	19	17	0	98
T4	10	14	4	1	4	0	0	0	0	33
T5	6	26	28	19	11	33	14	14	0	151
T6	31	13	19	4	1	2	0	0	4	74
T7	11	8	11	12	3	11	2	8	0	66
計 (%)	72 11.8	81 13.3	95 15.5	76 12.4	58 9.5	106 17.3	57 9.3	62 10.1	4 0.7	611 100.0

ていると思われるとはいえ、まだ未婚子がいるその生活を想像してみれば、少なくとも心理的には、収入水準の維持に相当の努力を払わざるを得ない圧力が他のタイプより強いというべきかもしれない。そして、調査結果は、その努力の結果が勤労収入を主たる収入源泉とするような生活および他に比して高い収入水準として表れていることを示している。このように推測するときには、逆にT3タイプの低所得グループには単なる低所得というよりは、世帯全体としては、たとえば同居の未婚子が生活費を相当に分担していてそれなりの生活水準を維持している場合を予想することもできよう。それに対して、相対的に自営業の多いT5タイプでは、仮に数字のうえでは低収入でも、世帯へ労働、家事、資産などの貢献があり、数字に表れない報酬を得ている可能性がある。

またT2、T4、T6タイプの妻1人の場合には6割の人たちが8万円未満に含まれている。それでも妻1人暮らしのT2タイプでは12万円以上が他よりやや多い。妻1人の場合にも独り暮らしを除けば、T5タイプで予想されたような数字に表れない報酬があり得よう。

Ⅲ 年金受給

年金の受給状況を検討するとき、受給者個人単位の受給金額の分布などは全国ベースの統計資料を参照することができるので、ここでは世帯単位

の受給状況を取り上げてみたい。世帯単位で見れば夫婦両方が受給している場合やその一方が受給している場合、夫婦いずれも非受給の場合を区別しなければならない（この区別を年金ポジションとよぶことにしよう）。また年金受給は夫婦の年齢により左右されるところもある。そこで表5には世帯タイプ別年齢別に見た年金受給ポジション別の世帯数を示した。夫年齢61～65歳では、妻の年齢が受給年齢に達していない場合も多々あるので夫婦いずれも非受給の場合や夫のみ受給の場合がかなり見られる。高齢になるに従い、T2、T4、T6タイプが増えてくるので、受給ポジションでは妻のみ受給の世帯が増えることになる。

ここで年金というときには、老齢年金や退職年金を念頭においているのであるが、年金受給者のなかには、遺族年金や障害年金の受給者も当然含まれている。それは年金受給世帯585世帯のうちの約1割に当たる66世帯であり、そのうち51世帯は妻のみの夫なし世帯で、夫のみ受給は5世帯、夫婦とも年金受給は10世帯である。また66世帯のうち46世帯は老齢年金や退職年金なども受給しているのである。老後の年金生活者というイメージを求めれば、それは老齢年金や退職年金で生活を支えている人々であろうが、たしかに夫死亡後に妻が遺族年金でその老後を送るようになる世帯も大いにあり得るのである。それに対して調査対象のうち、障害年金のみを受給しているのはわずかに4世帯である。このような理由で、年金受給の

表5 年金受給ポジション別世帯数

年 齢	タイプ ポジション	T1				T2				T3				T4			
		(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)	(4)
61		15	15	0	6	●	●	5	1	20	25	4	12	●	●	0	4
66・71		62	39	0	0	●	●	9	2	20	12	0	0	●	●	19	0
76・81		16	2	0	0	●	●	17	0	4	1	0	0	●	●	10	0
計		93	56	0	6	●	●	31	3	44	38	4	21	●	●	29	4
年 齢	タイプ ポジション	T5				T6				T7				計			
		(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)	(4)
61		14	23	0	0	●	●	8	0	4	16	0	0	53	79	17	23
66・71		61	13	0	0	●	●	21	1	6	17	3	0	149	81	52	3
76・81		39	1	0	0	●	●	44	0	5	9	6	0	64	13	77	0
計		114	37	0	0	●	●	73	1	15	42	9	0	266	173	146	26

(注) 受給ポジション (1)夫妻とも受給, (2)夫のみ受給, (3)妻のみ受給, (4)受給者なし。なお、●印は非該当となる欄である。

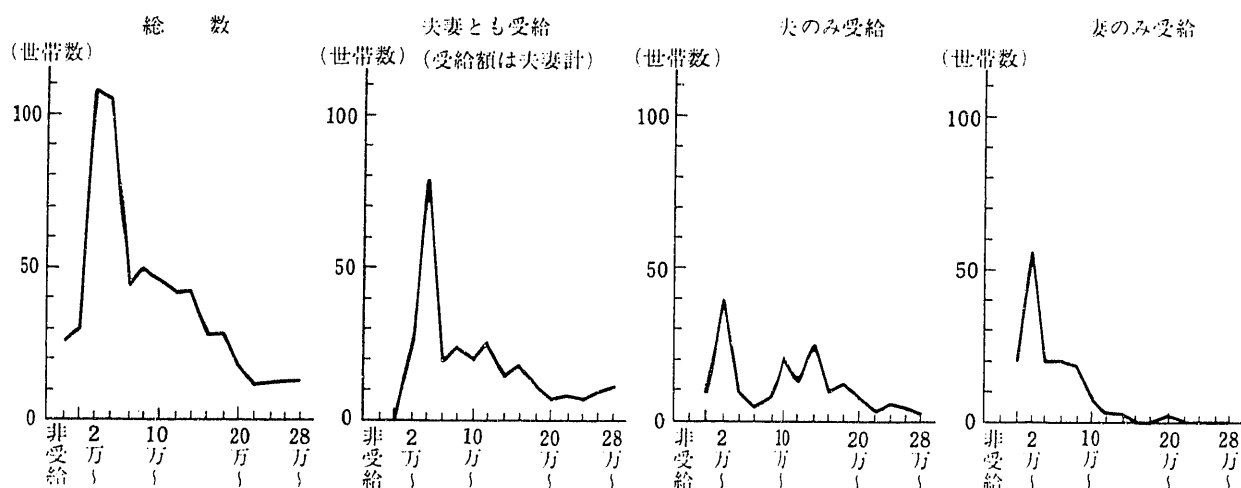


図2 年金受給額の分布 (受給ポジション別)

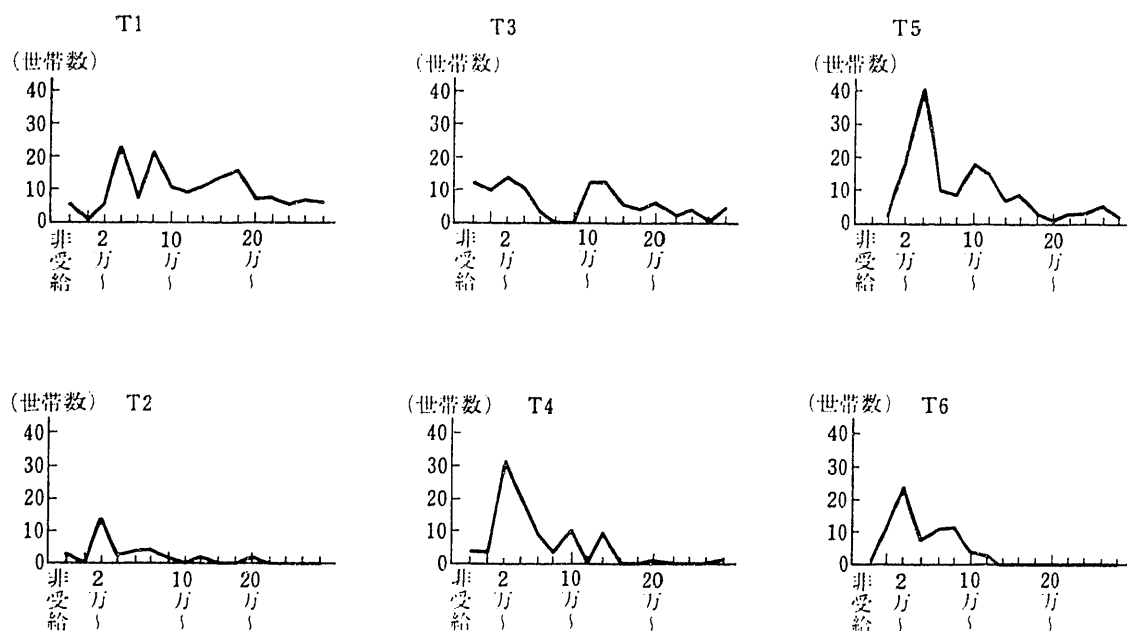


図3 夫妻の年金合計額の分布 (タイプ別)

金額や分布を見るときには、本稿のような調査対象を取り上げたならば、年金受給者といえばその年金種類を問わずに一括して扱っても、老後の年金生活者のイメージからはずれた人々が混入することは極めて稀なことであるといえよう。

図2には受給ポジション別に夫婦の年金受給合計を示した。総数の分布をみると、2万～4万円未満と4万～6万円未満が圧倒的に多いようであ

る。これは国民年金、老齢福祉年金の受給者が多いことによるものであり、曽原報告から明らかである。しかし、夫婦とも受給の場合には4万～6万円未満のみが突出している。夫のみ受給の場合には、2万～4万円未満について10万～15,6万円未満に大きな山がある。それに対して、妻のみ受給の場合には2万～4万円未満と4,5万円から8万円前後までと10万円以上の3グループにわ

表6 夫婦の年金受給合計額別世帯数と「年金以外の収入のない世帯」

タイプ	非受給 世帯	受給世帯							計
		4万円未満	4万円～	8万円～	12万円～	16万円～	20万円～	24万円～	
T1	6	6(0)	30(6)	31(8)	20(10)	30(21)	14(8)	18(9)	149(62)
T3	12	24(1)	13(4)	0	24(9)	9(4)	8(3)	8(0)	86(21)
T5	0	21(5)	51(19)	27(15)	24(10)	12(9)	4(4)	12(7)	151(69)
T6	1	35(28)	19(12)	16(15)	3(3)	0	0	0	73(58)

(注) カッコ内は夫婦の月収合計額と夫婦の年金合計額が一致している世帯の数。T6 は妻についてのもの。

けられそうである。

表6にはタイプ別に夫婦の年金受給合計額別世帯数を示し、同時にそのうちで年金以外にはなんら収入がない世帯の数を示してある。この年金収入以外の収入のない世帯というのは当然無職世帯である（しかし年金以外収入のある無職世帯もあるから、これが無職世帯のすべてというわけではない）。年金との関連を見ようとするのであるから、まずは年金非受給世帯を除外しておこう。

すると、年金受給世帯のうちで年金以外収入なし世帯の割合は、T1タイプでは42%、T3タイプで24%、T5タイプで46%である。別居型のT1は核家族型のT3よりも同居型のT5に近く、4割を超える夫婦が年金のみで生活を支えている。実際に主な収入は公的年金という回答になる。しかし、年金以外収入なし世帯を取り出してみると、受給額は低額から高額まで分布していて、そのうちで年金受給合計が20万円以上の世帯は、T1タイプでは27%、T3タイプでは14%、T5タイプで16%である。この限りではT1タイプの年金以外収入なし世帯というのは他のタイプよりも高年金層が多いことになる。同様に、8万円未満の世帯の割合は、T1タイプは10%、T3タイプは24%、T5タイプは35%で、この場合にはT1タイプは低所得層が他のタイプよりも少ないのである。

この2つのことから、年金以外収入なし世帯のうちでは、T1タイプの世帯は他に比して年金受給合計額の高い世帯が相対的に多いといえそうである。年金以外収入なし世帯とは、当然夫婦ともに無職の世帯であるが、T1タイプの場合、年金額が低く、年金以外の収入を必要とすると思われるのに無職の世帯がある。これらの場合には、年

金に依存ししかも非就労だからといって年金生活者の高齢者だとはいいがたい。

IV 就 労

48年調査のときも実は、対象世代夫の就業率に関しては、CタイプはNタイプよりもC-Nタイプに近かったのである。Nタイプの60歳以上についての補正值での非就業率は22%であった。それに対してCタイプのそれは32%でC-Nタイプのそれは29%であった。今回は夫婦を単位にしたが、T1タイプの無職率（夫婦ともに非就労の世帯の割合）は57%、T3タイプは35%、T5タイプは52%である。

Cタイプは自立的と考えられるが、ここでのT1タイプは実はその無職率がT3タイプより高くT5タイプなみである。ということは、少なくともT1タイプの経済的な自立の可能性は勤労収入以外の年金・仕送り・財産などに求められねばならない²⁾。しかしT1タイプには年金以外の収入のない夫婦の多いことはすでに確認済みである。

表7はタイプ別年齢別に年金合計と無職世帯の関連を示してある。一般的には、高齢者の就労率は年金受給額が高いほど低下するのかどうか問題にされている。

T1タイプの場合、傾向的に見れば年金受給合計額が増えるに伴って無職率が増大し16万～20万円未満でピークとなる。さらに高額になると緩やかに無職率は低下している。つまり年金額がある水準に達したのち就職率は上昇しているのである。これのひとつの解釈としては、高年金を得るような職歴の者には再就職の道が広く開かれている、あるいは再就職して仕事を続ける傾向が強まる、

表7 年金受給合計額別世帯数と夫婦とも無職の世帯

グループ		非受給	4万円未満	4万円～	8万円～	12万円～	16万円～	20万円～	24万円～	計
T1	61	6	1	5	6	6(5)	9(6)	2(2)	1	36(13)
	66・71	0	5(2)	19(4)	22(8)	12(6)	18(15)	10(4)	15(10)	101(49)
	76・81	0	0	6(5)	3(3)	2(1)	3(1)	2(2)	2(1)	18(13)
	計(%)	●	33.3	30.0	35.5	60.0	73.3	57.7	61.1	48.4
T3	61	12	20	0	0	16(8)	4(4)	5	4	61(12)
	66・71	0	3	11(2)	0	6(2)	5	3(3)	4	32(7)
	76・81	0	1(1)	2(2)	0	2(1)	0	0	0	5(4)
	計(%)	●	4.2	30.8	0.0	45.8	44.4	37.5	0.0	23.5
T5	61	0	9	1	10(4)	13(4)	0	0	4	37(8)
	66・71	0	12(5)	29(10)	11(8)	7(4)	8(6)	3(3)	4(4)	74(40)
	76・81	0	0	21(11)	6(2)	4(2)	4(3)	1(1)	4(3)	40(22)
	計(%)	●	23.8	41.2	51.9	41.7	75.0	100.0	58.3	46.4
合計(%)		18	51(8) 15.7	94(34) 36.2	58(25) 43.1	68(33) 48.5	51(35) 68.6	26(15) 57.7	38(18) 47.4	404(168) 41.6
(再掲)	61 (%)	●	0.0	0.0	25.0	48.6	76.9	28.6	0.0	28.4
	66・71(%)	●	35.0	27.1	48.5	48.0	67.7	62.5	60.9	46.4
	76・81(%)	●	100.0	62.1	55.6	50.0	57.1	100.0	66.7	61.9

(注) (%)の行は当該欄の世帯数のうち、無職の世帯が占める割合である。

表8 年金の主な用途

(単位: %)

年金用途 年 齢	すべて生活費	半分以上生活費	少し生活費	小遣い銭	ほとんど貯金	その他の他明	計
61	34.9	24.8	10.7	5.4	18.8	5.4	100.0(149)
66・71	27.0	24.8	19.1	16.0	6.7	6.4	100.0(282)
76・81	22.1	14.3	18.8	32.5	7.8	4.5	100.0(154)
計	27.7	22.1	16.9	17.6	10.1	5.6	100.0(585)

(注) カッコ内は年金非受給を除く世帯数。

ということであろう。

しかしT3タイプではケース数が少ないせいか上の傾向はわかりにくいですが、それでも12万～20万円未満で無職率がピークへ高まっているようである。またT5タイプについても無職率の増加・低下のパターンがありそうである。

これを年齢階層別に見ると、61～65歳層と66～75歳層ではこの傾向が顕著であるが、76～85歳層ではわかりにくい³⁾。

V 年金使途

公的年金制度は老齢年金を備えることにより、国民の老後生活の安定に役立とうとしている。そして個々の高齢者はその生活の事情に応じて年金

の活用を図っているにちがいない。しかし、年金が「生活費」以外に用いられたり、貯蓄されたりすることは年金の負担者としての勤労世代からは好ましく思われたいかもしれない。つまり生活に困っている高齢者が、受給した年金を全部生活費に充てるならば、負担のしがいがある、というものだ。「生活費」を年金に依存してまかなっている高齢者を想定したときにはじめて社会的扶養の世界が受容されるのであろうか。

表8は対象世代の年金の主な使途である。

夫婦がそろっている世帯も妻だけの世帯でもそれぞれ1とカウントして集計されている。61～65歳では受給世帯149のうち6割が年金を全部または半分以上生活費として使っている。それに対して、前期高齢層ではこの割合はやや減り5割強が

そのように使っていて、後期高齢層ではさらに少なく3割6分にとどまっている。したがって、高齢になるほど年金を生活費以外に用いる世帯が多くなっているののであるが、生活費ではなく何に使われているのかといえ、小遣いに使われるのである。

タイプ別に見ると、T1タイプでは77%の世帯が全部または半分以上生活費に使っているの、グループとしてみれば、年金は生活費として役立っているといえる。それに対してT3タイプの場合にはこのような世帯の割合は57%であるが、T5タイプでは35%、T6タイプで29%である。T6タイプだと62%が小遣いあるいは少し生活費に用いる高齢婦人である。このようにT1タイプでは生活費の年金依存の特徴があるが、同居タイプでは傾向らしきものは見出しがたい。おそらく同居の場合には生活費は同居子に依存しているので、年金は生活のゆとりに相当すると判断することもできよう。しかしここでは「生活費」の概念のずれを予想しておかねばならない。回答者が、たとえば、月々家計に一定額を入れていないようなときには、支出全体が「小遣い」とされかねないのである⁴⁾。その意味では回答のうち、少し生

活費に使う・小遣い・貯金の3つは生活費が年金依存でないという点では共通のものとみることできる。年金依存でないとすれば、同居子の扶養か勤労収入などで生活費をまかなうわけで、収入と年金使途の間になんらかの関係が見出されるかもしれない。そこで表9に、主な収入源別に年金の使途を示した。

ここでは3つだけ収入源を取り出してある。生活費の年金依存の割合は、収入源別の合計欄で見ると、公的年金では6割であるが、給与所得では4割、自営業収入で3割である。しかし公的年金の場合でもT6タイプでは2割5分にとどまる。逆に自営業収入であってもT1タイプでは6割にのぼる。したがって、主な収入源別に生活費の年金依存の特徴は捉えがたいようであり、主な収入源は公的年金と答えていても、年金で生活を支えているとは限らないのである。

つぎに、年金を小遣いや貯金に使っている場合を見よう。給与所得を主とする場合には、T1タイプやT3タイプでは5割前後が小遣いか貯金に年金を使っている。これは自助努力的な夫婦の場合の社会的扶養としての公的年金の効果の表れ方であろう。それに対して自営業収入が主の場合で

表9 主な収入源別に見た年金使途

主な収入源		すべて生活費	半分以上生活費	少し生活費	小遣い 銭	ほとんど貯金	その他 不明	計	非受給
公 的 年 金	T1	55	32	1	0	3	4	95	●
	T3	17	10	4	0	0	0	31	●
	T5	19	13	25	12	2	4	75	●
	T6	7	7	14	19	5	2	54	●
	計 (%)	98 (38.4)	62 (24.3)	44 (17.3)	31 (12.2)	10 (3.9)	10 (3.9)	255 (100.0)	●
給 与 所 得	T1	4	1	3	4	7	1	20	1
	T3	8	6	4	5	8	0	31	8
	T5	2	15	5	0	6	1	29	0
	T6	0	0	3	0	0	0	3	0
	計 (%)	14 (16.9)	22 (26.5)	15 (18.1)	9 (10.8)	21 (25.3)	2 (2.4)	83 (100.0)	9
自 営 業 収 入	T1	9	5	1	1	3	3	22	0
	T3	4	2	6	1	0	2	15	4
	T5	2	0	6	16	15	0	39	0
	T6	0	1	1	3	0	0	5	5
	計 (%)	15 (18.5)	8 (9.9)	14 (17.3)	21 (25.9)	18 (22.2)	5 (6.2)	81 (100.0)	9

は、小遣いと貯金の両者を合わせると5割近くになる。とくにT5タイプでは8割にもなり、しかも生活費の年金依存は5%にすぎない。これはある意味では私的と社会的との二重扶養的な場合の表れ方と受け取られるかもしれない。これらのことから公的年金を主たる収入源とする場合にも、勤労収入の有無に応じて年金の使途が違っているのだと考えられる。しかし公的年金を主な収入源として答えている夫婦の場合には、実は夫婦ともに無職の世帯の割合が大きく（T1タイプで7割、T3タイプで6割、T5タイプで8割5分）、また年金以外に収入がある世帯は少ない（T1、T3タイプとも4割、T5タイプは1割5分）のである。何を基準にして主な収入源と判定するかは回答者に任されていたから、公的年金以外の収入の影響力は定かではない。

VI 生活費の調達

最近では老後生活に備えて、中年期からどのように準備をすればよいかに関心が高まっている。その準備には経済的なものにとどまらず、精神的な面、さらには健康維持なども含まれている。しかしこの調査の対象となった人々の場合だと、老後は伝統的な家族的扶養のもとで過ごすことを当然のこととして期待していたと思われるので、老後の生活費の備えは不十分な場合が多いと思われる。これは、生活費を自分でまかなっている割合が少ないということに表れよう。ここでは生活費の大半を自分で調達していれば、金額が十分

かどうかは別にして、経済的に自立しているとよぶことにしておく。

表10は11年前のタイプの違いが、現在の生活費調達に影響しているかどうかを示すものである。前期高齢層で現在、同居のT5タイプで生活している場合、かつてC-Nタイプだった夫婦ではそのうちの2割が自立的であるにすぎない。ところが、かつてNタイプやCタイプだったが、いまは同居のT5タイプとなった人々の場合には、その5割以上の人々が自分たちでまかなっている。つまり、高齢者が子供と同居するとすぐ生活費を子世代に依存する、とは限らないのである。老後の経済的な自立というのは以前の世帯構造と関連するようである。そうだとすると、一般的に後期高齢者になると自己調達の割合が減ってゆくという傾向は、加齢に伴うものというだけでなく、老後備えの弱さそのものの世代的な表れでもある、といえよう。

しかし世代的な傾向をあまり強調するわけにはゆかない。表11では、年金の半分以上を生活費に充て、かつ生活費の半分以上を自己調達している対象世代の割合を示した。これは「経済的に自立しているが実は生活費は年金に依存している」夫婦の割合である。むしろこれだけでは、引退しているかどうか、年金で生活費を全部まかなっているか、などが不明だが、年金が経済的自立に役立てられている状態の一端を表していよう。

T1タイプの場合には経済的自立という点では、全員がそうだったといってよかった。しかしこれに、生活費の年金依存を加味すると、表11のようにな

表10 生活費の調達

昭和48年 当時のグループ	生活費調達 今回タイプ	全部または半分以上自分たち			
		T1	T3	T5	T6
N50, C50		36(100.0)	57(93.4)	30(81.1)	4(50.0)
N55・60, C55・60		96(98.0)	27(84.4)	28(56.0)	3(33.3)
C-N55・60		3(100.0)	0(0.0)	5(20.8)	2(15.4)
計		99(98.0)	27(84.4)	33(44.6)	5(22.7)
N65・70, C65・70		17(100.0)	2(40.0)	7(63.6)	4(30.8)
C-N65・70		1(100.0)	0(0.0)	3(10.3)	4(12.9)
計		18(100.0)	2(40.0)	10(25.0)	8(18.2)

(注) カッコ内は当該層の世帯に占める割合(%)。

表11 年金使途と生活費調達から見た年金受給者世帯

(単位: %)

年 齢 階 層	T1	T2	T3	T4	T5	T6	T7	計
61	52.8 (61.1)	16.7 (16.7)	26.2 (47.5)	0.0 (100.0)	21.6 (54.1)	0.0 (50.0)	0.0 (40.0)	25.6 (51.2)
66・71	39.6 (75.2)	27.3 (81.8)	18.7 (50.0)	10.5 (31.6)	13.5 (25.7)	9.1 (18.2)	3.8 (7.7)	22.5 (46.3)
76・81	55.6 (88.9)	29.4 (58.8)	0.0 (40.0)	20.0 (30.0)	0.0 (7.5)	2.3 (13.6)	15.0 (10.0)	13.6 (27.3)
計	44.5 (73.5)	26.5 (58.8)	22.4 (48.0)	12.1 (39.4)	11.9 (27.8)	4.1 (18.9)	6.1 (18.2)	21.1 (42.9)

(注) 上段は、年金をすべて生活費に充て、かつ生活費はすべて自分でまかなっている世帯の割合で、下段カッコ内は、年金を半分以上生活費に充て、かつ生活費も半分以上自分でまかなっている世帯を加えた割合。

り、年齢が低いほうが数値が小さい。T1タイプの場合、その経済的自立性を前提にすれば、表11の数値の大小は、生活費の年金依存の大小によるものである。したがって、年齢が高くなるほど「経済的に自立し、かつ、生活費は年金に依存するもの」が増加してくる、といえよう。逆に他のタイプでは後期高齢者ほどこの割合が減ってゆく。

T3タイプは後期高齢層の世帯そのものが稀であった。T5、T6タイプともに加齢に伴い経済的自立は減少していたが、表11の場合もその傾向が表れている。T5の場合、年金使途では前期高齢、後期高齢いずれも4割ほどが年金を半分以上生活費に使っていたから、表11の減少はもっぱら経済的自立の減少の表れである。

おわりに

本稿は、公的年金をその制度的側面よりもむしろ受給者の生活のなかでとらえようとするささやかな試みである。そして世帯をタイプ別年齢別に分類したグループにより集計した。これは前回の調査における、家族周期段階という物差しを前提にした方法を引き継いだのである。この方法では、段階移行に伴う生活のパターン変化を、個別的な適応としてとらえるにとどまらず、家族制度という文化的制約条件と課題解決という一般的な機能を担ったものとして見つめようとするものであるといえよう。その際に、段階移行に迫る便宜的な方法として、世帯をグループでとらえ、それをクロス・セクションでつなごうとするものである。

ところが、これを年金制度のようにしばしば改

正がなされるものに用いようとする、年齢ごとに年金のインパクトが異なるようになる。だから便宜的にも家族周期段階の移行にはそぐわなくなる。場合によってはグループを世代に読み替える便法も起こり得よう。しかし、いままでのところ、制度改正は年金制度の制度的成熟化へ向かっていると見ることができよう。これは制度自体として国民の生活のなかへ浸透していく過程でもあろう。そこで、グループに帰着する年金の効果の違い、また活用のされかたの違いは、成熟化過程における公的年金の多様な機能として捉えることができるのではないか。

そのうえで、仮に在宅のスタイルが多様化するとすれば、公的年金も、単に高齢者の定型的なニードに対応して社会的扶養の一環を担うという意義を超えて、受給者ごとにさまざまな活用がなされてなお社会的扶養の手段としてその維持が図られ得る合意形成が必要となろう。そのときにグループで捉えられた年金の機能の多様性は、社会変動過程と制度成熟化過程の世代間の相互理解に資するのではないかと思われる。

注

1) 当調査については、すでに、宇野、曾原、三上の3氏により中間的な報告がされている。『季刊社会保障研究』Vol. 21, No. 3, 1985, pp. 303-。さらに社会保障研究所『第24回公開研究報告会資料』昭和60年12月3日、を参照されたい。

掛川市におけるこの調査では、昭和48年調査の調査対象であった当時の45歳以上75歳未満の人々は今回の調査では、56歳以上86歳未満となっている。そこで年金を受給する高齢者を検討しようとするれば、まずは年金受給予備軍を除外して、60歳以上の人々を対象とすればよからう。ところが、前回の調査で

は、対象となったタイプおよび年齢階層に属する世帯は全数調査であったが、例外として、Nタイプの45～54歳は4分の1の抽出率、同じく55～64歳は2分の1の抽出率で世帯を抽出してある。このサンプリングのことを考えて本稿の検討対象を今回の60歳以上ではなくて今回の61歳以上としたい。

2) ただし収入が高くないにもかかわらず、無職世帯であるような場合がT1タイプにも見出される。16万円未満の世帯月収のものが53あり、そのうち32が

無職世帯である。

3) これと同様の集計を夫婦月収合計額で行ってみると、無職率は8万円未満で8割超で、8万～12万円未満で5割、16万～20万円未満で再び8割まで増加し、そのあとは徐々に低下し7%ほどになっているので、年金受給合計額の場合とはやや事情が異なっている。

4) 年金受給の高齢者の支出内容は家計調査に委ねられる。
(きし・いさお 大正大学助教授)

 海外社会保障情報 No. 77 目 次

論 文

スウェーデンの公的扶助制度について(2)……………城 戸 喜 子

海外の動き

特集：国際機関の動き

ISSA（国際社会保障協会）の最近の活動……………井 口 直 樹

 社会保障分野における ILO（国際労働機関）の最近の
活動状況について……………山 崎 伸 彦

OECD（経済協力開発機構）における社会保障政策に関する取組み…福 田 素 生

資 料

スウェーデンの住宅建築規準法における福祉的視点……………城 戸 喜 子

海外文献紹介

 大量失業と貧困問題——イギリス・フランス・西ドイツの
自治体間比較研究について……………下 平 好 博

 海外社会保障関係文献目録……………社会保障研究所
